



月刊 千葉動力労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.6.21 No. 3237

6/19 木戸地労委

全面勝利命令

謝罪文

国鉄千葉動力車労働組合

執行委員長 中野 洋 殿

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 住田 正二

当社千葉支社の車務担当課長が、貴組合員木戸一郎氏の出向解除による当社への復帰に際し、同氏に対し貴組合からの脱退を勧奨したことは、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると千葉県地方労働委員会において認定されましたので、今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

千葉支社河野の 脱退強要に 断

六月十九日、千葉県地方労働委員会は、河野(当時車務課長)らによる、千葉運転区支部木戸君に対する組合脱退強要事件について、組合側主張を全面的に認める勝利命令を交付した。清算事業団の採用差別事件に続き、地労委での二連勝である。動労千葉つぶしのみに憂身をやつす、JR東日本の実態が、またも社会的に認定され、暴きだされた

のだ。動労千葉の主張が全く正当なものであることが証明されたのである。以上のとおり、命令書は、JR側、とりわけ河野車務課長のウソで固めた主張・証言の一切を退け、組合側主張の正当性を全面的に認定した判断を行なっている。JRは直ちに、この間の一切の不当労働行為を謝罪し、地労委命令を履行せよ!

勝利命令

要旨

「河野課長は、『あなたがよ』と言っていること、また社長であつたらこのような(動労千葉のような)組合をどう扱いますか」と質問している。これは、単なる会社をとりまく客観的情勢の説明というものとどまらず、その真意は管理職の地位を利用して、木戸に対して動労千葉に所属していることについて再考を求め、もって動労千葉からの脱退を勧めたものと解するのが相当であり、したがって脱退を勧めたことはいかなる会社の主張は採用できない。……また河野課長は、たとえ動労千葉の組合員が希望しても京葉線には配属しないと述べている。このように動労千葉の組合員への差別の意向を明らかにしている」

「河野課長は、『組合をやる意志はあるのか』と木戸に質し、木戸が『国労ではだめか』と答えると、『国労では同じだ』『一旦東鉄労に入り、また動労千葉に戻つたら、人間としての会社の信用がなくなります』

「河野課長の言動は、労使の敵しい対立関係のもとにおいて、住田社長の、会社において東鉄労が名実共に一企業一組合になることへの期待の趣旨を体して、動労千葉の活動を嫌悪している同人が、職務上の地位を利用して、社長の上記趣旨に沿い動労千葉からの脱退勧奨を行なったといふべく、その責任は、同人の地位、権限からして会社に帰属される。以上のとおり、会社のこの脱退勧奨行為は、動労千葉の弱体化を企図し、その運営に支配介入するものであり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。」